

# 「長野県ワクチン・検査パッケージ定着促進等事業」説明会（R3.12.22） 質問事項（説明会受講者アンケートより）

## 〈検査実施事業者の登録（実施計画書の提出）〉

- 登録期限はあるか。  
→登録期限は設けていませんが、県民の皆様が身近な地域で無料検査を受けられる体制をできるだけ早く整備したいと考えていますので、薬局の皆様の積極的な登録をお願いします。

## 〈体制整備のための経費〉

- 設備補助金は否決となることを考えると、登録時は見積りでの提出でいいのでしょうか。  
→登録にあたって提出していただく実施計画書に「検査体制の整備に要する費用（見込み）の内訳」（様式任意）を添付していただき、登録前（設備の整備前）にその内容が補助の対象となるかを確認させていただきますので、見込みの状態でご提出していただいて構いません。
- 体制整備のための経費は事業所ごとに上限 700,000 円ですか。  
→そのとおりです。なお、1 事業所に検体採取場所を 2 か所以上設けていただく場合には、補助額の上限は 1,300,000 円となります。
- 駐車場で検体採取するため、新たに駐車場を借りた場合経費になるのか。何か月間経費として請求できるのか。
- 薬局の前に空き店舗があり、そこを借りて行うことが可能ですか。  
→駐車場や空き店舗の「賃借料」も補助の対象となり、令和 4 年度末までの賃借料が対象となります。なお、駐車場や空き店舗の「取得費」は補助の対象となりません。
- 薬局内に検査場所を 2 か所（隔離できるスペースを隣接させて 2 か所）設置した場合、体制整備のための経費は 1,300,000 円と考えてよいか。  
→そのとおりです。
- 体制整備のための経費で設備を整えたが、検査件数が 0 件だった場合、費用の返還は求められるのか。  
→検査体制の整備に要する費用は、検査件数に関わらず補助の対象となりますので、その費用を返還していただくことはありません。
- ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業の期間の年度末までに準備ができなかった場合はどうなるのか？  
→「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」については、令和 3 年度限りの補助事業となっていますので、年度末までに準備ができなかった場合には、補助の対象とはなりません。また、「感染拡大傾向時の一般検査事業」については、令和 4 年度も補助の対象となります。

## 〈検査の実施〉

- 患者様の車内検査実施での対応は不可なのでしょうか。  
→可能です。なお、駐車場の安全確保、プライバシーに十分配慮するとともに、検体採取の様子及び検査結果を確認できる明るさを確保してください。
- 土日祝日・夜間など休みの時に検査を求められた場合はどのように対応すればよいのか。  
→無料検査は、薬局の対応可能な範囲（通常の営業時間内）で行っていただいて構いません。
- オンラインで検査する場合は、利用者が検査キットを持ち帰り自宅等で検査を受けてもよいということでしょうか。  
→そのとおりです。なお、検査キットの販売、使用方法、検査実施上の注意点等の説明は、検査実施事業所（薬局）において対面で行っていただくとともに、オンラインでの検体採取の立会い及び検査結果の確認は、検査管理者が確実に行ってください。
- 検査場所を薬局内として、必要時にパーティションで仕切る方法を考えた場合、薬局内に他の患者さんがいらして抗原定性検査の結果が陽性になったら、その居合わせた患者さんはマスクだけの防

護になりますが、濃厚接触者にはならないですか。そういった不必要な接触を避けるために、また対象者が「抗原定性検査をしたい」と言うてくださるまでは何用で来局されたかも不明なため従業員も防護の準備ができないので、薬局来局前に駐車場からお電話で連絡いただくように入り口に張り紙をしてもいいですか。

- 濃厚接触者となるかどうかの判断は、個別の状況を具体的に確認して行われますが、基本的には、マスクなどの感染防止対策をせずに概ね1 m程度以内の距離で対面して15分以上接触があった場合に濃厚接触者と判断されます。従って、薬局内の患者さんがマスクを着用した状況で単に居合わせた程度の接触状況であれば、濃厚接触者となることはありません。なお、薬局の入口に、検査の利用者に入店前に電話連絡をお願いする旨の張り紙を行っていただくことは構いません。
- ドライブスルー設備がなく調剤室からは薬局基準に反するので事務所の窓越しの作業を考えています。ドライブスルーが可能となっているが窓を開ければガラス等の壁はないことになるがアクリル板や透明ビニールで隔たりをつくれればいいのでしょうか。
  - そのような対応で構いません。
- 事業実施のため検査キットを準備したが、在庫や廃棄となった場合の費用は補助してもらえるのか。
- コロナが終息した時に、万が一検査キットが在庫過多になった場合はどうなるのか。
  - 検査キットの購入費に対する補助は、検査の実施件数に基づいて交付されるため、使用しなかった検査キットの在庫分や廃棄分については補助の対象外となります。不要な在庫や廃棄を避けるため、検査キットの利用状況を踏まえた在庫管理をお願いします。

#### <検査対象者>

- 私どもの薬局は観光地にございまして、長野県の旅行宿泊キャンペーンの「信州 special」の対象が近隣都道府県にも広がったことで、その割引を受けたいために検査を受ける方（ワクチン接種証明できるものをお持ちで無い方）も来局されると思われれます。そのような場合は長野県在住の方は無料、他都道府県の方は有料でよろしいでしょうか。
- 住民票を移していない方（季節労働アルバイト）への対応あれば教えてください。
  - 「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」の対象は、長野県の住民であるか否かを問いますが、「感染拡大傾向時の一般検査事業」（感染拡大傾向時に感染不安を感じる無症状の者に対して知事が検査受検を要請した場合）の対象は、長野県の住民に限られます。

#### <実績報告>

- 受検者の結果報告後の保管はいつまで必要か。
  - 今回の事業の実施に係る書類は、5年間保存してください。

#### <その他>

- 検査管理者は濃厚接触者に当たらないという説明だったが、検査管理者が一定期間毎に検査を受けられるような制度は出来ないか。
  - 今回の制度では、検査管理者が検査を受けられる仕組みとはなっていませんのでご了承ください。なお、検査管理者がマスクや手袋等の感染防護具を着用するなどの感染防止対策を取った上で検体採取の立会いを行っていただければ、濃厚接触者となることはありません。
- 近隣薬局の登録してある所はどのようにわかるか。
  - 検査実施事業者は、長野県公式ホームページ（<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/vtp/kensa.html>）で公表していますので、公表している情報をご確認ください。
- 実施方の具体例（駐車場での簡易テントの例など）を今後紹介してほしい。
  - 参考となる実例をご紹介できるよう検討します。
- 今日お聞きした内容を文章として、保存したいと思いますが、どのようにしたらいいか教えてください。
  - 今回の説明会の資料等は、長野県薬剤師会のホームページに掲載していますのでご活用ください。